

令和5年

第17回教育委員会会議

報告第6号

秋田県教育委員会

報告第6号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和5年11月24日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 6 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和5年11月15日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和5年11月10日付け財-267により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和5年度秋田県一般会計補正予算(第6号)(教育委員会に関する事項)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教総————— 1 3 5 9

令和5年11月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和5年11月10日付け財-267で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画班 石塚

内線 5 1 1 2

令和5年11月10日

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 佐竹 敬久

(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和5年秋田県議会第3回定例会(12月議会)に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、11月16日(木)までに回答してください。

- 1 令和5年度秋田県一般会計補正予算(第6号)(教育委員会に関する事項)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

担 当 : 総務部財政課

調整・予算第一チーム 佐藤

電 話 : 018-860-1105



令和5年度補正予算内容説明書

教育庁総務課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業名	業名	予算額	財源		内訳	備考
					特定	一般		
10	教育費			1,893	18	18	1,875	
1	教育総務費			1,893	18	18	1,875	
2	事務局費			1,305	13	13	1,292	
		事務局費	01 事務局管理費	1,305	13	13	1,292	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
6	総合教育センター費			588	5	5	583	
		総合教育センター費	01 総合教育センター管理運営費	588	5	5	583	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	合計			1,893	18	18	1,875	

令和5年度補正予算内容説明書

教職員給与課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業名	業名	予算額	財源		内訳	備考
					特定	一般		
10	教育費			△170,368	国 諸 計	△75,832 15 △75,817	△94,551	
1	教育総務費			8,132	諸	15	8,117	
2	事務局費			7,500			7,500	
		給与費	01 給与費	7,500			7,500	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 1,000 6,500
3	教職員人事費			632	諸	15	617	
		教職員人事管理費	01 教育委員会IT化推進事業	632	諸	15	617	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
2	小学校費			△273,600	国	△69,033	△204,567	
1	教職員費			△273,600	国	△69,033	△204,567	
		給与費	01 給与費	△189,870	国	△69,033	△120,837	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費 △69,368 △66,000 △54,502
			02 少人数学習推進事業	△83,730			△83,730	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 2. 職員手当等 3. 共済費 △50,632 △21,100 △11,998
3	中学校費			△65,900	国	△2,300	△63,600	

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		備考
					特定	内訳	
1	教職員費	給与費	01 給与費	△65,900	国	△2,300	△63,600
4	高等学校費			156,300			156,300
1	高等学校総務費	給与費	01 給与費	145,755			145,755
5	特別支援学校費			△29,500	国	△4,499	△25,001
1	特別支援学校総務費	給与費	01 給与費	△29,500	国	△4,499	△25,001
6	社会教育費						

番号 款項目	科目名	事	業名	予算額	財源内訳		備考
					特定	一般	
1	社会教育総務費			34,200		34,200	
		給与費	01 給与費	34,200		34,200	人件費の実績見込みによる補正 1. 給料 11,000 2. 職員手当等 9,200 3. 共済費 14,000
	合計			△170,368	国 諸 計 △75,832 15 △75,817	△94,551	

令和 5年度補正予算内容説明書

幼保推進課
(単位：千円)

一般会計

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
				特 定	内 一 般	
10	教育費		1,230 諸	25	1,205	
1	教育総務費		1,230 諸	25	1,205	
4	教育指導費		1,230 諸	25	1,205	
		教育振興費	182 諸	4	178	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		幼保指導費	1,048 諸	21	1,027	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
	合計		1,230 諸	25	1,205	

令和 5年度補正予算内容説明書

義務教育課
(単位：千円)

一般会計

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
				特 定	内 一 般	
10	教育費		2,861		2,861	
1	教育総務費		2,861		2,861	
2	事務局費		1,642		1,642	
		教育事務所運営費	1,642		1,642	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
3	教職員人事費		173		173	
		教職員人事管理費	173		173	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
4	教育指導費		1,046		1,046	
		学校指導費	243		243	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		01 学校指導費	243		243	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		02 生徒指導総合支援事業	738		738	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		03 教員業務支援員配置事業	65		65	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
	合計		2,861		2,861	

令和5年度補正予算内容説明書

高校教育課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業名	業名	予算額	財源		内訳	備考
					特定	一般		
10	教育費			20,586			20,586	
1	教育総務費			415			415	
3	教職員人事費			415			415	
		人事管理費	01 教職員人事事務費	415			415	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
4	高等学校費			20,171			20,171	
2	高等学校管理費			20,171			20,171	
		学校運営費	01 高等学校運営費	17,197			17,197	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			02 少人数学習推進事業(高等学校)	43			43	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			03 秋田を支える人づくり教育推進事業	1,410			1,410	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			04 高校生学校生活支援事業	1,521			1,521	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	合計			20,586			20,586	

令和5年度補正予算内容説明書

特別支援教育課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事	業名	予算額	財源		備考
					特定	内一般	
10	教育費			4,729		4,729	
1	教育総務費			353		353	
4	教育指導費			353		353	
		特別支援学校等管理指導費	01 特別支援学校等管理指導費	184		184	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		教育振興費	01 特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業	169		169	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
5	特別支援学校費			4,376		4,376	
2	特別支援学校管理費			4,376		4,376	
		特別支援学校運営費	01 特別支援学校運営費	3,131		3,131	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			02 特別支援学校教員の専門性向上サポート事業	1,245		1,245	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	合計			4,729		4,729	

令和5年度補正予算内容説明書

生涯学習課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業名	業名	予算額	財源		備考
					特定	内訳	
10	教育費			11,631		11,631	
6	社会教育費			11,631		11,631	
1	社会教育総務費			489		489	
		指導体制充実費	01 総務管理費	489		489	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
4	芸術文化振興費			6,909		6,909	
		芸術文化振興事業費	01 博物館管理運営費	2,924		2,924	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			02 近代美術館管理運営費	2,662		2,662	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			03 農業科学館管理運営費	1,323		1,323	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
8	生涯学習振興費			4,233		4,233	
		生涯学習振興事業費	01 生涯学習センター管理運営費	465		465	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費

番号	科目名	事	業名	予算額	財源		備考
					特定	内訳一般	
			02 図書館管理運営費	2,292		2,292	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			03 少年自然の家管理運営費	1,476		1,476	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	合計			11,631		11,631	

令和5年度補正予算内容説明書

生涯学習課文化財保護室
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業名	業名	予算額	財源		内訳	備考
					特定	一般		
10	教育費			516	7	509		
6	社会教育費			516	7	509		
3	文化財保護費			516	7	509		
		文化財保護・活用事業費	01 文化財保護指導費	159	2	157		人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		埋蔵文化財発掘調査及び分布調査費	01 埋蔵文化財分布発掘調査事業	114	4	110		人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		埋蔵文化財センター管理運営費	01 埋蔵文化財センター管理運営費	243	1	242		人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	合計			516	7	509		

令和 5年度補正予算内容説明書

保健体育課
(単位：千円)

一般会計

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
				特 定	内 一 般	
10	教育費		201		201	
7	保健体育費		201		201	
1	保健体育総務費		201		201	
		保健体育指導・運営費 01 保健体育指導・運営費	201		201	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	合計		201		201	

令和 5年度補正予算内容説明書

福利課
(単位：千円)

一般会計

番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
				特 定	一 般		
10	教育費		208	3	205		
1	教育総務費		208	3	205		
2	事務局費		208	3	205		
		福利厚生費	208	3	205		人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		01 福利厚生事業費	208	3	205		
	合計		208	3	205		

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加 分

事 項	期 間	限 度	額
教育委員会 I T 化推進事業 (令和5年度分)	令和6年度	教育委員会 I T 化推進事業費	11,850千円
高等学校学習環境等整備事業 (令和5年度分)	令和6年度から令和9年度まで	高等学校学習環境等整備事業費	84,459千円
あきたMuseum機能強化事業 (令和5年度分)	令和6年度	あきたMuseum機能強化事業費	35,000千円

議案第 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十一・五」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の六十五」を「百分の七十二・五」に改める。

第二十三条第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表

1 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	178,218	194,512	304,943	410,848
	2	179,727	196,624	307,558	412,357
	3	181,336	198,736	310,374	413,866
	4	182,845	200,948	312,788	415,274
	5	184,454	203,060	315,101	416,581
	6	186,365	205,173	317,213	417,989
	7	188,175	207,285	319,325	419,397
	8	190,086	209,397	321,437	420,805
	9	191,796	211,609	323,449	422,213
	10	193,908	214,023	325,661	423,621
	11	195,920	216,336	327,975	425,029
	12	197,931	218,549	330,288	426,337
	13	199,943	220,963	332,500	427,644
	14	202,055	222,673	334,311	429,052
	15	204,167	224,181	336,121	430,461
	16	206,279	225,690	337,831	431,869
	17	208,491	227,400	339,541	433,075
	18	210,604	228,707	341,552	434,383
	19	212,816	229,914	343,564	435,590
	20	214,727	231,221	345,575	436,897
	21	216,940	232,931	347,587	438,004
	22	218,549	234,641	349,196	439,211
	23	220,058	236,351	350,805	440,518
	24	221,566	237,960	352,314	441,825
	25	223,075	239,469	353,822	443,133
	26	224,181	241,480	355,633	444,340
	27	225,288	243,391	357,342	445,346
	28	226,494	245,302	359,052	446,452
	29	228,003	247,012	360,661	447,659
	30	229,512	249,426	362,271	448,463
	31	231,020	251,839	363,880	449,268
	32	232,529	254,253	365,388	450,173
	33	233,836	256,667	366,696	451,078
	34	235,446	259,081	368,205	451,581
	35	237,155	261,394	369,713	452,084
	36	238,563	263,607	371,423	452,587

	37	239,871	265,819	373,133	453,090
	38	241,279	268,032	374,641	
	39	242,687	270,446	375,949	
	40	244,095	272,558	377,357	
	41	245,403	274,871	378,463	
	42	246,710	277,184	379,871	
	43	247,917	279,397	381,279	
	44	249,224	281,509	382,788	
	45	250,532	283,621	384,196	
	46	251,839	285,834	385,805	
	47	253,046	287,946	387,314	
	48	254,153	289,857	388,822	
	49	255,259	291,969	390,130	
	50	256,566	293,679	391,639	
	51	257,874	295,489	393,047	
	52	258,880	297,199	394,354	
	53	259,986	298,506	395,561	
	54	261,394	300,518	396,868	
	55	262,400	302,429	397,975	
	56	263,405	304,440	399,081	
	57	264,411	306,452	400,288	
	58	265,417	308,564	401,495	
	59	266,423	310,776	402,702	
	60	267,428	312,989	403,909	
	61	268,334	315,101	405,015	
	62	269,038	317,414	406,021	
	63	269,742	319,627	407,328	
	64	270,345	321,739	408,535	
	65	271,049	323,851	409,742	
	66	272,256	325,360	410,848	
	67	273,362	326,868	411,955	
	68	274,469	328,377	413,061	
	69	275,776	330,087	414,067	
	70	277,184	332,098	415,274	
	71	278,391	334,110	416,481	
	72	279,598	336,021	417,687	
	73	280,403	337,831	418,291	
	74	281,308	339,842	419,096	
定年前	75	282,314	341,753	419,800	
再任用	76	283,319	343,664	420,302	
短時間	77	284,224	345,374	420,604	
勤務職	78	285,230	347,184	421,006	
員以外	79	286,337	348,894	421,409	
の職員	80	287,141	350,604	421,811	

81	287, 946	352, 414	422, 113
82	288, 750	354, 124	422, 515
83	289, 555	355, 532	422, 917
84	290, 360	357, 141	423, 219
85	291, 265	358, 348	423, 521
86	292, 069	359, 957	423, 923
87	292, 773	361, 466	424, 325
88	293, 578	362, 975	424, 627
89	294, 483	364, 282	424, 929
90	295, 388	365, 590	425, 231
91	296, 293	366, 897	425, 532
92	296, 997	368, 305	425, 733
93	297, 299	369, 713	425, 935
94	298, 003	371, 021	
95	298, 707	372, 228	
96	299, 411	373, 334	
97	300, 115	374, 340	
98	300, 920	375, 345	
99	301, 725	376, 351	
100	302, 429	377, 256	
101	303, 133	378, 061	
102	303, 535	379, 067	
103	303, 937	379, 972	
104	304, 339	380, 877	
105	304, 541	381, 682	
106	304, 842	382, 587	
107	305, 144	383, 492	
108	305, 345	384, 397	
109	305, 546	385, 202	
110	305, 748	386, 208	
111	306, 049	387, 113	
112	306, 351	388, 018	
113	306, 552	388, 621	
114	306, 753	389, 526	
115	306, 954	390, 432	
116	307, 256	391, 337	
117	307, 558	392, 141	
118	307, 759	392, 845	
119	308, 061	393, 650	
120	308, 362	394, 455	
121	308, 564	395, 058	
122	308, 765	395, 863	
123	308, 966	396, 567	
124	309, 268	397, 271	

125	309,569	397,874		
126		398,578		
127		399,081		
128		399,685		
129		400,389		
130		400,992		
131		401,495		
132		401,998		
133		402,300		
134		402,601		
135		402,903		
136		403,205		
137		403,506		
138		403,808		
139		404,110		
140		404,412		
141		404,713		
142		405,015		
143		405,317		
144		405,618		
145		405,820		
146		406,121		
147		406,423		
148		406,624		
149		406,825		
150		407,127		
151		407,429		
152		407,630		
153		407,831		
154		408,133		
155		408,435		
156		408,636		
157		408,837		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 227,500	円 273,664	円 327,371	円 408,937

備考1 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表(2)の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

2 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	178,218	220,963	339,541	421,107
	2	179,727	222,673	341,552	422,917
	3	181,336	224,181	343,564	424,728
	4	182,845	225,690	345,575	426,337
	5	184,454	227,400	347,587	427,846
	6	186,365	228,707	349,196	429,354
	7	188,175	229,914	350,805	431,165
	8	190,086	231,221	352,314	432,975
	9	191,796	232,931	353,822	434,685
	10	193,908	234,641	355,834	436,495
	11	195,920	236,351	357,845	438,406
	12	197,931	237,960	359,756	440,216
	13	199,943	239,469	361,667	441,926
	14	202,055	241,480	363,578	443,837
	15	204,167	243,391	365,388	445,647
	16	206,279	245,302	366,998	447,558
	17	208,491	247,012	368,607	449,268
	18	210,604	249,426	370,417	451,078
	19	212,816	251,839	372,228	452,889
	20	214,727	254,253	374,038	454,699
	21	216,940	256,667	375,647	456,308
	22	218,549	259,081	377,558	458,018
	23	220,058	261,394	379,268	459,929
	24	221,566	263,607	380,978	461,639
	25	223,075	265,819	382,285	463,349
	26	224,282	268,032	384,095	464,958
	27	225,489	270,446	385,906	466,567
	28	226,796	272,558	387,817	468,076
	29	228,104	274,871	389,627	469,584
	30	229,612	277,184	391,437	470,892
	31	231,221	279,397	393,348	472,199
	32	232,629	281,509	395,259	473,507
	33	234,038	283,621	396,868	474,714
	34	235,747	285,834	398,578	475,418
	35	237,558	287,946	400,187	476,122
	36	239,066	289,857	401,897	476,826
	37	240,474	291,969	403,104	477,429
	38	241,983	293,679	404,512	
	39	243,492	295,489	405,920	
	40	245,000	297,199	407,328	

	41	246,408	298,506	408,937
	42	247,716	300,518	410,346
	43	248,923	302,429	411,653
	44	250,029	304,440	413,061
	45	251,135	306,452	414,469
	46	252,342	308,564	415,777
	47	253,549	310,776	417,285
	48	254,555	312,989	418,794
	49	255,661	315,101	420,403
	50	256,969	317,414	421,811
	51	258,176	319,627	423,420
	52	259,483	321,739	424,929
	53	260,589	323,851	426,639
	54	261,796	325,360	428,147
	55	263,104	326,868	429,756
	56	264,109	328,377	431,366
	57	265,216	330,087	432,874
	58	265,920	332,098	434,383
	59	266,926	334,110	435,590
	60	267,931	336,021	436,797
	61	268,836	337,831	438,004
	62	269,641	339,842	439,311
	63	270,446	341,854	440,619
	64	271,250	343,765	441,825
	65	272,357	345,475	443,032
	66	273,664	347,486	444,239
	67	274,972	349,498	445,446
	68	276,279	351,509	446,653
	69	277,486	353,319	447,860
	70	278,693	355,230	449,067
	71	279,900	357,141	450,274
	72	281,107	359,052	451,481
	73	282,112	360,661	452,587
	74	283,118	362,572	453,190
定年前	75	284,124	364,383	453,693
再任用	76	285,029	366,294	454,196
短時間	77	285,934	368,104	454,699
勤務職	78	286,839	369,814	
員以外	79	287,745	371,423	
の職員	80	288,650	373,032	
	81	289,454	374,440	
	82	290,561	375,949	
	83	291,566	377,357	
	84	292,572	378,664	
	85	293,578	379,771	
	86	294,584	381,179	
	87	295,589	382,587	
	88	296,595	383,894	

89	297, 702	385, 101
90	298, 808	386, 409
91	299, 914	387, 515
92	300, 920	388, 722
93	301, 423	389, 929
94	302, 429	391, 035
95	303, 535	392, 242
96	304, 742	393, 449
97	305, 748	394, 857
98	306, 854	395, 863
99	307, 860	396, 868
100	308, 865	397, 874
101	309, 670	398, 779
102	310, 776	399, 785
103	311, 782	400, 891
104	312, 788	401, 998
105	313, 391	402, 702
106	314, 296	403, 607
107	315, 101	404, 512
108	315, 906	405, 417
109	316, 610	406, 222
110	317, 012	407, 127
111	317, 414	407, 932
112	317, 917	408, 736
113	318, 420	409, 340
114	318, 822	410, 044
115	319, 325	410, 748
116	319, 727	411, 452
117	320, 230	412, 055
118	320, 733	412, 558
119	321, 135	412, 960
120	321, 638	413, 363
121	322, 141	413, 664
122	322, 544	413, 966
123	323, 046	414, 268
124	323, 549	414, 469
125	324, 153	414, 670
126	324, 454	414, 972
127	324, 756	415, 274
128	325, 058	415, 475
129	325, 259	415, 676
130	325, 561	415, 978
131	325, 863	416, 279
132	326, 164	416, 481
133	326, 365	416, 682
134	326, 567	416, 983
135	326, 768	417, 285
136	327, 069	417, 486

137	327,371	417,687	
138	327,572	417,989	
139	327,874	418,291	
140	328,176	418,492	
141	328,377	418,693	
142	328,578	418,995	
143	328,880	419,297	
144	329,081	419,498	
145	329,383	419,699	
146	329,584		
147	329,886		
148	330,187		
149	330,388		
150	330,590		
151	330,891		
152	331,193		
153	331,394		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 236,351	円 276,882	円 334,110
			基 準 給料月額 円 418,995

備考1 この表は、市町村立の中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で、当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担当するもの（教育委員会規則で定める職員に限る。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,032	209,196	242,285	273,161	297,098	324,957
	2	164,138	210,905	243,793	274,770	299,210	327,170
	3	165,345	212,615	245,201	276,279	301,222	329,383
	4	166,451	214,124	246,609	277,888	303,133	331,394
	5	167,557	215,632	247,816	279,397	304,943	333,406
	6	168,664	217,443	249,426	281,107	306,753	335,417
	7	169,770	219,152	250,934	282,917	308,362	337,328
	8	170,876	220,862	252,342	284,727	309,972	339,239
	9	171,882	222,371	253,449	286,437	311,581	341,150
	10	173,290	223,879	254,857	288,348	313,794	343,161
	11	174,598	225,388	256,365	290,158	316,006	345,173
	12	175,905	226,897	257,673	291,969	318,018	347,184
	13	177,112	228,104	258,980	293,779	320,029	348,995
	14	178,621	229,512	260,187	295,388	322,041	351,006
	15	180,129	230,920	261,394	296,796	323,952	352,917
	16	181,739	232,328	262,601	298,204	325,863	354,828
	17	182,845	233,736	263,808	299,713	327,773	356,538
	18	184,253	235,345	265,115	301,725	329,785	358,549
	19	185,661	236,854	266,423	303,736	331,696	360,360
	20	187,069	238,262	267,730	305,546	333,607	362,271
	21	188,376	239,469	269,138	307,256	335,317	364,182
	22	190,690	241,078	270,647	309,167	337,328	366,093
	23	192,902	242,586	272,256	311,078	339,340	368,003
	24	195,115	243,994	273,765	312,888	341,250	369,914
	25	197,328	245,000	275,374	314,598	342,659	371,825
	26	199,037	246,509	277,084	316,610	344,569	373,736
	27	200,546	247,816	278,693	318,621	346,480	375,647
	28	202,055	249,023	280,302	320,532	348,391	377,558
	29	203,563	250,130	281,911	322,242	350,001	379,067
	30	204,971	251,135	283,420	324,253	351,911	380,877
	31	206,379	252,040	284,928	326,265	353,722	382,687
	32	207,787	252,946	286,437	328,276	355,532	384,297
	33	209,196	253,851	287,543	329,483	357,342	386,006
	34	210,503	254,756	289,153	331,495	359,153	387,414
	35	211,810	255,561	290,661	333,406	360,863	388,822
	36	213,118	256,365	292,170	335,417	362,572	390,231
	37	214,425	257,069	293,578	337,328	363,980	391,639
	38	215,632	258,176	295,187	339,239	365,288	392,845
	39	216,839	259,382	296,796	341,150	366,595	394,052
	40	217,946	260,489	298,406	343,061	368,003	395,058

	41	219,052	261,696	299,914	344,871	369,110	396,164
	42	220,158	262,903	301,523	346,782	370,015	397,371
	43	221,164	264,009	303,032	348,592	371,021	398,478
	44	222,170	265,115	304,541	350,403	372,127	399,584
	45	223,075	266,222	306,150	351,911	372,932	400,288
	46	223,980	267,328	307,759	353,319	373,837	400,992
	47	224,885	268,434	309,368	354,728	374,742	401,696
	48	225,790	269,440	310,877	356,236	375,547	402,400
	49	226,696	270,446	311,782	357,745	376,351	403,004
	50	227,601	271,451	313,291	358,549	377,156	403,607
	51	228,506	272,457	314,799	359,555	377,960	404,110
	52	229,411	273,362	316,408	360,561	378,664	404,512
	53	230,216	274,268	318,018	361,466	379,368	404,914
	54	231,121	275,173	319,627	362,572	380,072	405,216
	55	232,026	276,078	321,135	363,478	380,776	405,518
	56	232,831	276,983	322,644	364,483	381,480	405,820
	57	233,132	277,888	324,052	365,388	381,983	406,121
	58	233,937	278,793	325,259	366,093	382,587	406,423
	59	234,641	279,699	326,365	366,797	383,190	406,725
	60	235,244	280,604	327,472	367,400	383,894	407,027
定年前	61	235,848	281,610	328,176	367,802	384,297	407,328
再任用	62	236,552	282,615	329,081	368,406	385,001	407,630
短時間	63	237,155	283,520	329,886	369,110	385,604	407,932
勤務職	64	237,658	284,426	330,690	369,814	386,208	408,233
員以外	65	238,161	284,928	331,495	370,116	386,610	408,535
の職員	66	238,664	285,633	331,897	370,820	387,213	408,837
	67	239,167	286,337	332,500	371,524	387,817	409,139
	68	239,770	287,242	333,204	372,127	388,420	409,440
	69	240,273	288,247	334,009	372,429	388,822	409,641
	70	240,776	289,052	334,713	373,032	389,325	409,943
	71	241,279	289,857	335,417	373,736	389,828	410,245
	72	241,782	290,661	336,021	374,340	390,432	410,446
	73	242,285	291,365	336,523	374,641	390,733	410,647
	74	242,788	291,868	337,127	375,245	391,136	410,949
	75	243,190	292,270	337,630	375,949	391,538	411,251
	76	243,693	292,673	338,233	376,552	391,940	411,452
	77	244,196	292,874	338,535	376,955	392,242	411,653
	78	244,698	293,176	339,038	377,457	392,544	411,955
	79	245,201	293,377	339,440	378,061	392,845	412,256
	80	245,704	293,679	339,842	378,564	393,047	412,458
	81	246,107	293,880	340,245	379,067	393,248	412,659
	82	246,609	294,081	340,748	379,670	393,549	412,960
	83	247,012	294,383	341,250	380,173	393,851	413,262
	84	247,414	294,584	341,753	380,475	394,052	413,463

85	247,816	294,885	342,055	380,877	394,254	413,664
86	248,219	295,187	342,457	381,380	394,555	
87	248,621	295,489	342,960	381,782	394,857	
88	249,023	295,791	343,363	382,185	395,058	
89	249,426	296,092	343,664	382,587	395,259	
90	249,928	296,495	344,067	383,090	395,561	
91	250,230	296,796	344,569	383,492	395,863	
92	250,532	297,199	344,972	383,894	396,064	
93	250,834	297,400	345,173	384,196	396,265	
94		297,601	345,575			
95		297,903	346,078			
96		298,305	346,480			
97		298,506	346,682			
98		298,808	347,084			
99		299,210	347,486			
100		299,612	347,888			
101		299,814	348,090			
102		300,115	348,492			
103		300,518	348,894			
104		300,819	349,296			
105		301,020	349,799			
106		301,322	350,202			
107		301,725	350,604			
108		302,026	351,006			
109		302,227	351,509			
110		302,630	351,911			
111		303,032	352,213			
112		303,334	352,515			
113		303,535	353,018			
114		303,736				
115		304,038				
116		304,440				
117		304,641				
118		304,842				
119		305,144				
120		305,446				
121		305,848				
122		306,049				
123		306,351				
124		306,653				
125		306,954				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額 円 189,785	基 準 給料月額 円 217,443	基 準 給料月額 円 257,673	基 準 給料月額 円 277,184	基 準 給料月額 円 292,371	基 準 給料月額 円 318,018

備考 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	168,161	203,966	237,457	260,288	289,052
	2	169,569	205,575	238,765	261,394	290,862
	3	170,977	207,083	240,072	262,601	292,874
	4	172,385	208,491	241,279	263,707	294,785
	5	173,693	210,000	242,486	264,914	296,595
	6	175,503	211,207	243,693	266,121	298,607
	7	177,213	212,414	244,799	267,227	300,417
	8	178,822	213,621	245,905	268,233	302,328
	9	180,431	215,029	246,811	269,339	304,138
	10	182,141	216,537	247,917	270,043	305,748
	11	183,750	218,046	249,224	270,747	307,256
	12	185,661	219,555	250,331	271,552	308,865
	13	187,069	220,963	251,638	272,558	310,575
	14	188,879	222,471	252,845	273,564	312,486
	15	190,891	223,980	254,052	274,569	314,498
	16	192,701	225,489	255,259	275,676	316,308
	17	194,612	226,796	256,063	276,882	318,118
	18	195,819	228,104	257,270	278,391	320,029
	19	197,328	229,512	258,377	280,000	321,940
	20	198,736	230,819	259,483	281,610	323,750
	21	199,943	231,925	260,690	283,118	325,561
	22	201,451	233,032	261,495	284,727	327,472
	23	202,859	234,138	262,299	286,337	329,282
	24	204,167	235,244	263,104	287,946	331,193
	25	205,776	236,351	264,009	289,555	332,903
	26	206,782	237,558	265,015	291,064	334,814
	27	207,888	238,765	266,020	292,572	336,725
	28	208,994	239,871	267,026	294,181	338,535
	29	210,201	240,877	268,233	295,489	339,842
	30	211,308	242,184	269,742	296,997	341,653
	31	212,414	243,592	271,250	298,506	343,363
	32	213,520	244,799	272,558	300,015	345,173
	33	214,928	245,805	273,765	301,523	346,883
	34	216,236	247,112	275,374	303,133	348,693
	35	217,543	248,017	276,882	304,742	350,503
	36	218,750	249,224	278,391	306,351	352,314

	37	219,756	250,431	279,699	307,658	353,923
	38	220,762	251,538	281,107	309,268	355,633
	39	221,767	252,543	282,414	310,776	357,242
	40	222,773	253,549	283,722	312,285	358,851
	41	223,678	254,454	284,828	313,894	360,058
	42	224,483	255,259	286,236	315,503	361,164
	43	225,288	256,063	287,644	317,112	362,371
	44	226,193	256,868	288,951	318,621	363,578
	45	227,098	257,673	290,259	319,526	364,584
	46	228,003	258,880	291,868	320,934	365,388
	47	228,908	260,086	293,377	322,443	366,394
	48	229,813	261,193	294,785	324,052	367,501
	49	230,517	262,500	295,992	325,460	368,506
	50	231,423	263,808	297,500	326,768	369,512
	51	232,328	264,914	298,808	327,975	370,518
	52	233,132	265,920	300,316	329,181	371,423
	53	233,434	266,926	301,624	330,187	372,228
	54	234,239	268,032	303,032	331,193	373,032
	55	234,842	269,138	304,440	332,199	373,937
定年前	56	235,546	270,245	305,748	333,104	374,742
再任用	57	236,150	270,949	306,753	333,607	375,245
短時間	58	236,753	272,055	307,960	334,512	376,049
勤務職	59	237,256	273,161	309,167	335,317	376,854
員以外	60	237,759	274,066	310,575	336,222	377,659
の職員	61	238,362	274,871	311,883	336,926	378,061
	62	238,865	275,877	313,089	337,227	378,765
	63	239,368	276,782	314,296	337,730	379,469
	64	239,971	277,687	315,503	338,334	380,072
	65	240,474	278,492	316,811	338,937	380,475
	66	240,977	279,497	317,615	339,641	381,078
	67	241,581	280,403	318,319	340,345	381,782
	68	242,084	281,308	319,023	340,949	382,386
	69	242,586	282,213	319,627	341,653	382,788
	70	243,089	283,219	320,331	342,156	383,291
	71	243,492	284,325	321,035	342,759	383,794
	72	243,994	285,331	321,638	343,363	384,297
	73	244,497	285,934	322,242	343,664	384,900
	74	245,000	286,437	322,443	344,268	385,403
	75	245,503	286,940	322,946	344,771	386,006
	76	246,006	287,745	323,449	345,273	386,610
	77	246,308	288,549	324,052	345,776	387,113
	78	246,609	289,153	324,555	346,279	387,616
	79	246,911	289,756	325,058	346,782	388,118
	80	247,112	290,259	325,460	347,184	388,621

81	247,313	290,762	326,064	347,486	388,923
82	247,615	291,265	326,567	347,788	389,426
83	247,917	291,667	326,969	348,190	389,828
84	248,118	291,969	327,472	348,492	390,231
85	248,319	292,170	327,975	348,995	390,633
86		292,371	328,377	349,296	
87		292,572	328,578	349,598	
88		292,773	328,880	349,900	
89		293,176	329,282	350,302	
90		293,377	329,684	350,604	
91		293,578	330,087	351,006	
92		293,779	330,489	351,308	
93		294,181	330,791	351,710	
94		294,383	330,992	352,012	
95		294,584	331,394	352,314	
96		294,885	331,696	352,615	
97		295,187	331,897	352,917	
98		295,388	332,199	353,319	
99		295,589	332,500	353,722	
100		295,891	332,802	354,124	
101		296,193	333,003	354,627	
102		296,394	333,305	355,029	
103		296,595	333,707	355,432	
104		296,897	333,909	355,834	
105		297,199	334,110	356,337	
106			334,311		
107			334,713		
108			334,914		
109			335,115		
110			335,518		
111			335,920		
112			336,322		
113			336,523		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額				
	円 190,790	円 217,543	円 245,905	円 259,382	円 284,727

備考 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に改め、同條第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十八・七五」に改める。

第二十三條第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）別表第一から別表第三までの規定は令和五年四月一日から、改正後の条例第二十二條第二項及び第三項並びに第二十三條第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和五年 月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正（第1条による改正）

① 令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き上げることとする。（第22条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	117.5/100	122.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	65/100	72.5/100

② 令和5年12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げることとする。（第23条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	97.5/100	107.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	47.5/100	50/100

③ 職員に係る給料表の給料月額を引き上げることとする。（別表第1～別表第3関係）

(2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第2条による改正）

① 令和6年6月以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き下げることとする。（第22条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	122.5/100	120/100
定年前再任用短時間勤務職員	72.5/100	68.75/100

※参考（（ ）内は令和5年度）

職員の区分	支給割合	
	6月	12月
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	120/100 (117.5/100)	120/100 (122.5/100)
定年前再任用短時間勤務職員	68.75/100 (65/100)	68.75/100 (72.5/100)

② 令和6年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げる
こととする。（第23条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	107.5/100	102.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	50/100	48.75/100

※参考（（ ）内は令和5年度）

職員の区分	支給割合	
	6月	12月
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	102.5/100 (97.5/100)	102.5/100 (107.5/100)
定年前再任用短時間勤務職員	48.75/100 (47.5/100)	48.75/100 (50/100)

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、2(2)は、令和6年4月1日から施行することとする。
- (2) 2(1)③は令和5年4月1日から、2(1)①及び②は同年12月1日から適用することとする。
- (3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは、「百分の七十二・五」とする。</p> <p>4 七 略</p> <p>(勤勉手当) 第二十三条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前</p>	<p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは、「百分の六十五」とする。</p> <p>4 七 略</p> <p>(勤勉手当) 第二十三条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前</p>

再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十
乗じて得た額の総額
3
5
略

再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五を
乗じて得た額の総額
3
5
略

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
<p>(期末手当) 第二十二條 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十八・七五」とする。</p> <p>4 七 略</p> <p>(勤勉手当) 第二十三條 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五</p>	<p>(期末手当) 第二十二條 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは、「百分の七十二・五」とする。</p> <p>4 七 略</p> <p>(勤勉手当) 第二十三條 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十</p>

3
～
5
略
を乗じて得た額の総額

3
～
5
略
を乗じて得た額の総額

議案第 号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の教育長の給与及び旅費等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和五年 月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和58年秋田県条例第17号）の一部改正（第1条による改正）

令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5（現行100分の157.5）に引き上げることとする。（第3条関係）

(2) 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第2条による改正）

令和6年6月以降に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5（改正前100分の167.5）に引き下げることとする。（第3条関係）

※参考

支給月	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
6月	157.5/100	162.5/100
12月	167.5/100	162.5/100
年間支給割合	325/100	325/100

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、2(2)は、令和6年4月1日から施行することとする。

(2) 2(1)は、令和5年12月1日から適用することとする。

(3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>
旧	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>
旧	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>

令和5年度12月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 4 5 億 7, 7 8 9 万 3 千円
今 回 補 正 額	△ 1 億 2, 6 5 1 万 3 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 4 4 億 5, 1 3 8 万 0 千円

2 補正予算の内容

(単位:千円)

(1) 給与費補正

○〔教職員給与課〕給与費補正（正職員）

現員現給及び人事委員会勧告による職員手当等の改定により給与費を補正する。

・ 教 育 総 務 費	7, 500	(⊖)	7, 500)		
・ 小 学 校 費	△ 273, 600	(⊖)	△ 69, 033	(⊖)	△ 204, 567)
・ 中 学 校 費	△ 65, 900	(⊖)	△ 2, 300	(⊖)	△ 63, 600)
・ 高 等 学 校 費	156, 300	(⊖)	156, 300)		
・ 特 別 支 援 学 校 費	△ 29, 500	(⊖)	△ 4, 499	(⊖)	△ 25, 001)
・ 社 会 教 育 費	34, 200	(⊖)	34, 200)		
合 計	△ 171, 000	(⊖)	△ 75, 832	(⊖)	△ 95, 168)

○給与費補正（会計年度任用職員）

正職員の例によることとしている月例給、期末手当の改定及び実績見込みにより会計年度任用職員給与費を補正する。

・ 総 務 課	1, 893	(⊖)	18	(⊖)	1, 875)
・ 教 職 員 給 与 課	632	(⊖)	15	(⊖)	617)
・ 幼 保 推 進 課	1, 230	(⊖)	25	(⊖)	1, 205)
・ 義 務 教 育 課	2, 861	(⊖)	2, 861)		
・ 高 校 教 育 課	20, 586	(⊖)	20, 586)		
・ 特 別 支 援 教 育 課	4, 729	(⊖)	4, 729)		
・ 生 涯 学 習 課	11, 631	(⊖)	11, 631)		
・ 文 化 財 保 護 室	516	(⊖)	7	(⊖)	509)
・ 保 健 体 育 課	201	(⊖)	201)		
・ 福 利 課	208	(⊖)	3	(⊖)	205)
合 計	44, 487	(⊖)	68	(⊖)	44, 419)

(2) 債務負担行為補正

○〔教職員給与課〕教育委員会IT化推進事業

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に対応するための給与支払システム及び職員1人一台パソコンのOS更新に対応するための人事管理情報システムの改修経費について、限度額を設定する。

- ・ 設定期間 令和6年度
- ・ 債務負担行為限度額 11,850千円

○〔高校教育課〕高等学校学習環境等整備事業

県立学校等のインターネット接続を高速化し、教育の質を高めるため、必要な機器の調達及び構築等の経費について、限度額を設定する。

- ・設定期間 令和6～9年度
- ・債務負担行為限度額 84,459千円

○〔生涯学習課〕あきたMuseum機能強化事業

県民に多彩で良質な芸術鑑賞の機会を提供するため、県立美術館、近代美術館、博物館及び農業科学館において開催する特別展の経費について、限度額を設定する。

- ・開催内容 ジブリ展、金魚絵師 深掘隆介展、世界の昆虫展 等
- ・設定期間 令和6年度
- ・債務負担行為限度額 35,000千円

④ 国庫支出金	(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
⑤ 諸収入	(受託事業収入、費用収入、その他雑入)
○ 一般財源	

3 補正予算を除く12月議会提出予定案件

(1) 条例案

- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要がある。

- ・教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

令和5年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,778,706	1,893	1,780,599
総務課施設整備室	7,591,852	0	7,591,852
教職員給与課	78,149,429	△170,368	77,979,061
幼保推進課	6,770,810	1,230	6,772,040
義務教育課	1,057,503	2,861	1,060,364
高校教育課	5,808,373	20,586	5,828,959
特別支援教育課	1,074,246	4,729	1,078,975
生涯学習課	991,991	11,631	1,003,622
生涯学習課文化財保護室	712,745	516	713,261
保健体育課	275,289	201	275,490
福利課	366,949	208	367,157
歳 出 合 計	104,577,893	△126,513	104,451,380

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,456,785	0	6,456,785
	2 児童福祉費	6,456,785	0	6,456,785
10 教育費		98,111,108	△126,513	97,984,595
	1 教育総務費	11,961,976	15,092	11,977,068
	2 小学校費	25,913,970	△273,600	25,640,370
	3 中学校費	18,460,564	△65,900	18,394,664
	4 高等学校費	28,228,562	176,471	28,405,033
	5 特別支援学校費	10,151,868	△25,124	10,126,744
	6 社会教育費	3,040,731	46,347	3,087,078
11 災害復旧費		10,000	0	10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000	0	10,000
歳 出 合 計		104,577,893	△126,513	104,451,380

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	80,414,290	△123,673	80,290,617
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4,758,144	△3,002	4,755,142
その他行政経費	扶助費 就学奨励費、奨学のための給付金等	2,391,031		2,391,031
	補助費等 市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	8,559,662	86	8,559,748
	積立金 基金会計への積立金	113		113
	貸付金 貸付金	504		504
	小計		10,951,310	86
維持補修費	県有施設(教育機関、県立学校等)の維持補修費	136,913		136,913
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	1,217,949	114	1,218,063
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	7,089,287	△38	7,089,249
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		104,577,893	△126,513	104,451,380